

新宿区教育委員会会議録

平成30年第11回定例会

平成30年11月2日

新宿区教育委員会

平成30年第11回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成30年11月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 2時53分

場 所 新宿区教育センター5階大研修室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	菊 田 史 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	今 野 雅 裕
委 員	古 笛 恵 子	委 員	星 野 洋

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	佐 藤 之 哉
教育調整課長	齊 藤 正 之	教育指導課長	長 田 和 義
教育支援課長	志 原 学	学校運営課長	菊 島 茂 雄
主任指導主事	小 林 力	統括指導主事	坂 元 竜 二
統括指導主事	波多江 誠		

書記

教育調整課 主任	平 明 生	教育調整課 係長	勝 山 雄 太
-------------	-------	-------------	---------

議事日程

議 案

- 日程第 1 第 3 4 号議案 平成 3 0 年度新宿区一般会計補正予算（第 6 号）（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 3 5 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 3 第 3 6 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 4 第 3 7 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 5 第 3 8 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 6 第 3 9 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 7 第 4 0 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 8 第 4 1 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 9 第 4 2 号議案 公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 1 0 第 4 3 号議案 公の施設の指定管理者の指定について

報 告

- 1 中学校学校選択制度の学校別状況一覧（平成 3 1 年度新入学者）及び平成 3 1 年度新入学区立中学校の抽選について（学校運営課長）
- 2 その他

◎ 開 会

○教育長 ただいまから、平成30年新宿区教育委員会第11回定例会を開会いたします。

本日の会議には、古笛委員がおくれて出席ということでございます。現在はまだお見えで
ございませんけれども、定足数を満たしております。

本日の会議録署名者は、羽原委員にお願いいたします。

◎ 第34号議案 平成30年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する
意見について

◎ 第35号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第36号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第37号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第38号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第39号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第40号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第41号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第42号議案 公の施設の指定管理者の指定について

◎ 第43号議案 公の施設の指定管理者の指定について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第34号議案 平成30年度新宿区一般会計補正予算（第6号）（案）に関する
意見について」、「日程第2 第35号議案 公の施設の指定管理者の指定について」以下、
「日程第3 第36号議案」から「日程第10 第43号議案」まで、同じく「公の施設の指定管
理者の指定について」を議題といたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

第34号議案は、平成30年第4回区議会定例会で審議を予定している案件で、予算案として
議会に提案する前である本日の教育委員会においては、公開による審議の場合、具体的かつ
自由な討論、質疑ができないおそれがありますので、非公開による審議としたいと思います。

第34号議案を非公開により審議することに御異議ございませんか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。それでは、御異議ございませんでしたので、第34号議案は非公開により審議するものとしたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方、退席をお願いいたします。

ただいま古笛委員が御到着でございます。しばしお待ちください。

〔傍聴人退席〕

午後 2時24分再開

○教育長 それでは、第35号議案から第43号議案までの説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、続きまして第35号議案から第43号議案まで、公の施設の指定管理者の指定につきまして、9件、続けて御説明をさせていただきます。

こちらは全て地域図書館の指定管理者の指定についてでございます。

初めに、第35号議案をごらんください。

新宿区立四谷図書館の指定管理についてでございます。

裏面をごらんいただきますと、まず位置につきましては内藤町87番地。

指定する団体は、紀伊國屋書店・ヴィアックス共同事業体でございます。

続きまして、第36号議案、新宿区立鶴巻図書館の指定管理者の指定についてです。

こちら裏面をごらんいただきますと、位置は早稲田鶴巻町521番地。

指定する団体は、ナカバヤシ株式会社でございます。

続きまして、第37号議案、新宿区立西落合図書館の指定管理者の指定についてです。

位置は、西落合四丁目13番17号。

指定する団体は、紀伊國屋・ヴィアックス・不二興産共同事業体でございます。

続きまして、第38号議案、新宿区立戸山図書館の指定管理者の指定についてです。

位置は、戸山二丁目11番101号。

指定する団体は、株式会社図書館流通センターでございます。

続きまして、第39号議案、新宿区立北新宿図書館の指定管理者の指定についてです。

位置は、北新宿三丁目20番2号。

指定する団体は、ナカバヤシ株式会社でございます。

続きまして、第40号議案、新宿区立中町図書館の指定管理者の指定についてです。

位置は、中町25番地でございます。

指定する団体は、丸善雄松堂株式会社です。

続きまして、第41号議案、新宿区立角筈図書館の指定管理者の指定についてです。

位置は、西新宿四丁目33番7号。

指定する団体は、株式会社図書館流通センターでございます。

続きまして、第42号議案、新宿区立大久保図書館の指定管理者の指定についてです。

位置は、大久保二丁目12番7号。

指定する団体は、紀伊國屋・ヴィアックス共同事業体でございます。

そして最後、第43号議案、新宿区立下落合図書館の指定管理者の指定についてです。

位置は、下落合一丁目9番8号。

指定する団体は、株式会社図書館流通センターでございます。

第35号議案から第43号議案まで、いずれも指定期間につきましては、平成31年（2019年）4月1日から平成36年（2024年）3月31日まででございます。

提案理由につきましては、それぞれの地域図書館の指定管理者の指定を行う必要があるためです。

なお、この後、この指定管理者の選定につきまして、詳細を中央図書館長より御説明させていただきます。

○中央図書館長 それでは、資料をごらんください。

今回、御提案させていただいた公の施設の指定管理者の指定の議案について、この間の経過等につきまして御説明申し上げます。

まず、資料の1番ですが、施設名は記載のと通りの9館でございます。

別紙2をごらんください。

別紙2の真ん中に、指定管理者となるべき候補団体一覧がございます。

議案のとおりとなっております。

この右から3つ目をごらんください。新規・継続の欄があります。

2段目の鶴巻図書館と5段目の北新宿図書館の指定管理者となるべき候補団体として新規の候補団体を選定しており、団体名はナカバヤシ株式会社でございます。

受託実績については、右から2つ目に記載のとおり指定管理等の実績を記載しております。

1枚おめくりください。

ナカバヤシ株式会社の会社概要でございます。

所在地等は記載のとおりでございます。

2番目の1つ目に、ビジネスプロセス ソリューション事業がございまして、その中の図

書館ソリューションとして、図書館事業を展開しております。

1枚目の資料にお戻りください。

今回の選定に当たりましては、平成26年度からの8館と平成28年度からの下落合図書館が本年度末に指定管理期間が満了するため、資料の2番目のとおりの指定期間で、来年度からの5か年間の指定管理者を選定していくことについて、4月から取り組んできたところでございます。

資料の3番をごらんください。

選定方法ですが、1館ごとの公募を行い、1事業者3館までに制限し、共同事業体を構成する場合は、構成する団体ごとに3館までといたしました。こうすることで多くの事業者の参入を可能にするとともに、事業者間の競争を促し、さらなるサービス向上と運営の効率化を図るものでございます。

4番の選定経過でございます。

募集期間は6月26日からで、区のホームページ、区広報紙等で周知するとともに、説明会、見学会を開催いたしました。

別紙3をごらんください。

別紙3のとおりで、応募団体は延べ15団体でございます。5団体応募の館が1館、3団体応募の館が1館、1団体応募の館が7館という状況でございます。

また、1枚目の資料にお戻りください。

次に、(5)の選定委員会の一番下でございますが、選定委員会は都合7回開催いたしました。第1回は5月で、審査基準等を確認いたしました。

裏面をごらんください。

第2回は8月でございますが、一次審査で通過団体を決定いたしました。9人の選定委員で1人につき100点の計900点の書類審査でございます。

第3回から第6回の二次審査は、公開プレゼンテーション審査でございます。一次審査と同様、1人100点の900点で行いました。公開制で、透明性を高めた審査でございます。

下の5番の選定方法でございます。

選定委員は、学識経験者2名、公認会計士1名、区民委員3名、区立学校関係者1名及び教育委員会事務局次長、中央図書館長でございます。

選定基準ですが、別紙1をごらんください。

2枚めくったところでございます。

図書館条例第9条に選定に当たっての基準が5項目定められており、それを記載してございます。また、その右に配点を記載してございます。また、財務内容につきましては、別途、公認会計士による調査を行ってございます。

次に、1枚目の裏の6番の選定結果でございます。

一番後ろの別紙3もあわせてごらんください。

各地域図書館の候補団体、次点団体、落選団体のそれぞれの得点が記載されております。最初の資料の裏面の一番下の選定理由でございますが、応募団体が1団体の図書館につきましては、一次・二次審査で選定団体が適切に運営できると判断したため選定いたしました。

また、②の応募団体が複数あった図書館につきましては、一次審査の合計点で3団体に絞りまして、二次審査の合計点で最も点数の高い団体が、最も適切に図書館を運営できると判断いたしまして、指定管理者となるべき団体に選定し、今回、御提案させていただきました。

以上でございます。

○**教育長** 説明が終わりました。

御質疑等あれば、お願いいたします。

○**今野委員** 選考委員、9名の方で厳正に行われたものと思いますけれども、別紙1で選定基準というのがあります。基準自体がかなり大まかに、平等とかサービス向上とか、すごくおおざっぱになっている上に、非常に珍しい配点の仕方だなと思いました。具体的に選考する上で何か各項目で観点みたいなものがあって、みんなの選定が同じような形で行われるようになっていないかなと思いますが、そのあたりどうだったのでしょうか。これだけ、基準だけ見ていると何となく選びようがないような気もいたします。

○**中央図書館長** この後ろに細かい着眼点等がございまして、一次審査の1で申し上げますと、例えば、公立図書館及び指定管理者制度の理解の中に、公立の図書館が果たす役割を理解しているか、業務委託ではない指定管理者であることを理解しているか、関係法規、総務省通知等の留意点を踏まえているかという着眼点を設けております。他にも、もう一つの項目として、利用者への配慮に対する考え方及び理念、並びに利用者サービスの平等性の実現に向けた方策の中で、高齢者、児童、外国人等の平等な利用に配慮する考え方や理念は妥当か、利用者サービスの平等性の実現のための具体的、効果的な提案をしているか、図書館を利用することが困難な方や、活字を読むことが困難な方に配慮する考え方や理念は妥当かを着眼点として設けております。この別紙1の全てのところで、そういった着眼点を見ながら審査してございます。

○今野委員 配点の違いも、その着眼点の数などによってウェイトづけされているわけですね。

○中央図書館長 確かに一次審査の2番、360点というところでは、1つ目のところは審査項目2つで4点ずつ配点しておりますが、2つ目のところは審査項目が5つございまして、8点ずつの配点としております。それぞれ、項目数が多いもの、少ないものなどといったところがございます。

3番も、333点と多い配点となっておりますが、収支計画、職員費や本部事務費の考え方や経費の縮減について、多く配点したため、このような配点になってございます。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

配点の違いが着眼点の違いだというのなら、全部公開した方が良いように思えます。

要するに1人で100点、9人で900点になっていて、その着眼点が2つあるから4点づつで選考委員1人につき持ち点が8点あるということであるのであれば、観点別に全部8点という配点にしているのでしょうか。

○中央図書館長 この別紙1の1は、項目を2つとしておりまして、4点づつでございます。

2つ目のところは、項目を5つとして、8点づつとしてございます。ただし、3つ目については、経費の縮減等も入っておりますので、4つの項目中経費の削減に当たるところは25点、ほかの3つは4点というふうに、重要性に鑑みながら配点をして、全部で100点になるようにしてございます。

○教育長 よろしいでしょうか。

なぜ、この3番が333点で、2番目が360点なのか、どこを重点的にみたのかということが分りづらいと思います。公立図書館について理解がないと評価される団体を選定するわけにはいかないのです、どこが重要な評価点なのか、もう少しわかりやすいように、次回の選定は5年後になるかと思いますが、それまでに工夫してもらったほうが良いと思います。よろしいでしょうか。

ほかに御質問等、なければ第35号議案から第43号議案まで、9件について1件ずつ採択します。

第35号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第36号議案、鶴巻図書館の指定管理者について、決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 第37号議案は、西落合図書館の指定管理者について、原案のとおり決定してよろし

いでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第38号議案、戸山図書館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第39号議案、北新宿図書館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第40号議案、中町図書館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第41号議案、角筈図書館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第42号議案、大久保図書館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 第43号議案、下落合図書館の指定管理者の指定について、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 ありがとうございます。第43号議案まで決定をさせていただきました。

◆ 報告 1 中学校学校選択制度の学校別状況一覧（平成31年度新入学者）及び平成31年度新入学区立中学校の抽選について

○教育長 次に、事務局から報告を受けます。

報告1について説明を受け、質疑を行います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○学校運営課長 それでは、平成31年度新入学者の中学校学校選択制度の学校別状況等について、御報告させていただきます。

まず、資料をおめくりいただきまして、別紙1を御参照ください。

平成31年度新入学に当たっての中学校の選択状況をお示した表でございます。

平成30年10月31日現在、新宿区内の新入学生は表A列の一番下の1,562人でございます。昨年に比べ45名の増でございます。選択希望者は、Bの欄の一番下でございますが、284名となっております。昨年は、304名でございました。選択希望者の割合につきましては今年18.2%で、昨年の20%と比べて1.8ポイントの減となったところでございます。

表の黄色い網かけの学校は、今回、抽選の対象となった学校でございます。昨年に引き続き、牛込第三中学校、西早稲田中学校と新宿西戸山中中学校に加え、新たに落合中学校が対象となり、全4校が抽選校となったところでございます。

なお、B列の括弧書きの数字につきましては、一番下の注意書きにございますように、現在、2年生以下の兄弟が在学している学校を選択した兄弟優先対象者の数でございます。

続きまして、次のページ、別紙2を御参照ください。

平成31年度新入学の区立中学校の抽選についてでございます。

抽選の基準につきましては、下の表のAにございます過去3年間の区内の転入者数、外国籍の生徒の増減、国私立への入学者等の増減データなどを勘案しまして、今後、通学区域内に転入生が入学しても、転入可能数を上回らないと考えられる生徒数を設定しております。

表の見方でございますが、選択結果後の入学希望者Bから、通学区域内の生徒及び兄弟優先生徒枠のCを除いた人数が抽選対象者のDとなっております。

各校の抽選対象人数及び当選枠、補欠人数につきましては表のとおりでございます。

なお、抽選につきましては、1枚目の資料にお戻りいただきまして、11月13日、火曜日、午前9時から第二分庁舎分館の1階会議室で抽選を行います。その結果を19日に発送をさせていただきます。予定でございます。

また、今回、抽選になった学校の補欠の繰り上げにつきましては、来年、31年2月15日に実施をさせていただき予定でございます。

補足でございますが、平成30年度学校選択制度の補欠の状況でございます。

牛込第三中学校は、抽選時6名で、補欠繰り上げ時は4名の登録になっておりまして、全ての生徒の繰り上げができております。

西早稲田中学校につきましては、抽選時33名の補欠で、繰り上げ時には21名になっておりまして、全ての生徒の方が繰り上げができております。

新宿西戸山中中学校につきましては、抽選時39名の補欠で、繰り上げ時には30名の補欠になっておりましたが、繰り上げはお一人もできなかったという状況でございます。

以上で終わります。

○教育長 説明は以上ですかね。何か御質問がありますでしょうか。

この傾向は、しばらく続きそうな傾向なのでしょうか。

○学校運営課長 抽選校の部分で言いますと、新宿西戸山中学校と西早稲田中学校につきましては、毎年の状況を見ますと抽選校として引き続き人気がある学校かなと考えております。また、牛込第三中学校につきましては、希望者がここ数年、特に昨年から大幅に増えております。選択票の状況を今日確認をしてきました。選択票については、希望する学校名を書いていただくほかにも、欄外に希望した理由を自由意見としてお書きいただけるのですが、それを見ますと、牛込第三中学校の学校公開時の印象が非常によかった、校長の説明がすばらしかったといった御意見が相当多かったです。学校のプロモーションの部分の結果として相当人気が出ている状況になっていると思います。今後このような状況が続くかは今の段階では断言はできないところですが、そういった活動がこのように学校の人気を左右するところ、一部捉えられたところではございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 それでは、報告1の質疑を終了させていただきます。

◆ 報告2 その他

○教育長 その他、報告2について、何かございますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

○教育長 ありがとうございます。

◎ 閉 会

○教育長 それでは、本日の教育委員会はこれをもって終了とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 2時53分閉会